

## 西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことに、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

平成30年4月27日

西宮市文化財審議会

委員長 山中浩之

### 記

- 1 名称 平成30年度第1回西宮市文化財審議会（第23期第1回）
- 2 日時 平成30年4月27日（金） 午後2時から午後3時20分まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席6名／定数6名）

委員長 山中浩之

副委員長 林 進

委員 寺沢知子

委員 森 隆男

委員 黒田龍二

委員 浅見佳世

### 事務局

社会教育部 文化財課長 合田茂伸

社会教育部 文化財課 係長 俵谷和子

社会教育部 文化財課 学芸員 森下真企

社会教育部 文化財課 学芸員 笠井今日子

社会教育部 文化財課 学芸員 東原直明

社会教育部 文化財課 学芸員 西川卓志

- 5 会議の傍聴者

なし

- 6 会議録

（別紙のとおり）

- 7 公開及び非公開の別

公開

(別紙)

会議録

事務局

平成30年度第1回西宮市文化財審議会は、第23期の第1回目にあたるため、委員長及び副委員長の選出を行う。このことについて、委員より自薦、他薦はないか。

意見がないため、事務局より推薦させていただきたい。よろしいか。

委員

(異議なし)

事務局

委員長を山中浩之氏にお願いしたい。

委員

(拍手)

事務局

副委員長を林進氏にお願いしたい。

委員

(拍手)

委員長

(開会挨拶)

平成30年度第1回西宮市文化財審議会(以下、審議会)を開会する。委員の出席について確認されたい。

事務局

委員は6名出席で、審議会は成立する。

委員長

傍聴はあるか。

事務局

ない。

委員長

議事に入る。事務局より、報告事項のア、平成30年度文化財保護行政事務体制について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、平成30年度文化財保護行政事務体制について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

ない。

委員長

続いて、報告事項のイ、平成30年度文化財保護関係事業の予算の概要について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、平成30年度文化財保護関係事業の予算の概要について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

事業経費の総額と内訳の和が一致しない。

事務局

配布資料には主な歳出予算のみを示している。事業経費の総額には、消耗品等の細かい経費が含まれている。

委員

細かい経費についても、「雑」等の項目を設け、明記するべきである。

委員

配布資料2の1-(2)の内、出土文化財保存処理事業として、高畑町遺跡出土品の保存処理を行うとのことだが、実施期間について説明されたい。

事務局

事業期間は、4年間を計画している。この事業は、市の実施計画として行うもので、1年間あたり1,000万円の予算が計上される見込みである。

委員

全ての出土品を保存処理するのか。

事務局

全ての出土品を保存処理することはできないだろう。今年度は、特に脆弱な資料、例えば竪杵や、形状が判明している資料を、優先的に保存処理していく予定である。また、保存処理を行う一方で、調査研究を進め、資料の判定をしていく。そのため、年に1度もしくは2度、木製品の専門家による検討の機会を設けるつもりである。

委員

配布資料2の1-(2)の内、文化財保存修理費等補助事業として、越木岩神社の社叢林の保存整備事業を行うということだが、詳しく説明されたい。

事務局

越木岩神社の社叢林は、兵庫県指定天然記念物である。本文化財は、ヒメユズリハの群落が顕著であることが指定要件となっているが、このヒメユズリハがクスノキやスギ

といった高木の影になり、非常に弱っているのが現状である。そのため、指定された後に成長した、日照障害を発生させている大木・巨木を伐採し、元の状態に戻すための事業を実施する。その他、一昨年に立ち上がった越木岩神社の社叢林の保存会が、清掃活動や隣地にはみ出した枝の剪定を日常的に実施している。それらの活動を含めた保存修理事業であり、2ヶ年の計画である。

事業費は、1年あたり200万円、2年間400万円で、県と市の補助金が各66万6千円、所有者の越木岩神社が66万7千円を負担する。この過程で植生図を作成したり、保存管理計画を立てたりすることを考えている。2年間で、できる限り森の元気を取り戻すというのが目的である。

#### 委員

マンション建設とは関係なく、実質的な保存修理事業ということか。

#### 事務局

そうだ。ただし、契機となったのは、社叢林東側のマンション建設である。現在、周辺住民と所有者がマンション建設反対運動を起こし、工事自体は止まっている。このような事態において、文化財課が反対運動を起こしている方々と会合を重ねる中で、森を守っていくために有志で保存会を立ち上げないかと勧めた。それに応える形で、周辺住民の代表者が会長となり、所有者や兵庫県みどりのヘリテージマネージャを含む保存会が、一昨年に立ち上がった。この保存会が実際の活動をするということで、今回の補助事業が立ち上がったのである。

#### 委員

郷土資料館の活動状況を説明されたい。

#### 事務局

市立郷土資料館の入館者数は、毎年3万人程度を推移している。市内の博物館と比較すると、入館者数が最も多いのが大谷記念美術館で7万人から10万人、それに次ぐ入館者数が郷土資料館である。西宮市内には他に、瀬川美術館、辰馬考古資料館等があるが、有料ということもあり年間入館者数は3千人から4千人程度である。

郷土資料館の入館者数の内、数千人規模で団体見学があり、小学校が大部分を占める。小学校3年生の「市内めぐり」というプログラムの一環として、郷土資料館を訪れる小学校が42校の内20校程度で、残り約20校が名塩和紙学習館に出向き、紙すき実習を行っている。バスを1年に1度しか使用できないという事情から、南部か北部いずれかの施設を訪問しているようで、本館と分館の団体見学を合わせると、市内の全小学校が郷土資料館を訪れているという状況である。

ただし、郷土資料館常設展示の展示面積は225平方メートルと狭小のため、1学年分の児童を1度に収容することができない。したがって、学年を2グループに分け、一方は民俗資料に触れる体験等をしてもらい、一方はクイズを解きながら展示見学をする

等の方法で対応している。

配布資料2の2-(2)展示事業としては、夏休み期間中に特別展示を実施している。今年度は34回目に当たる。特別展示の経費は200万円から250万円程度である。その他に、展示室の3分の1程度を利用して行う指定文化財公開展や特集展示、毎月1点ずつ所蔵資料を展示する今月のアラカルト展を実施している。今年度前半期のアラカルト展は古墳をテーマとし、後半期は民俗資料を展示する予定である。展示の概要は以上である。

次に、配布資料2の2-(3)教育普及事業の内、文化財調査ボランティア事業について説明する。当事業は、市民を中心に毎年20人から30人がボランティアに登録し、市内の文化財の悉皆調査を実施するものである。調査対象は、神社境内の石造物、橋梁、郷土資料館所蔵の宗旨人別帳、竜吐水といった未指定文化財であり、これによって未指定文化財を把握することを目的とする。現在までに、神呪寺に所在するミニ霊場「甲山八十八ヶ所」と、市内の地蔵の悉皆調査報告書を刊行した。今後も順次報告書を刊行する予定である。

配布資料2の2-(3)教育普及事業の内、講座等事業について、特色あるものを2つ説明する。1つは歴史講座で、広報や場所の設定を市民の歴史愛好家グループに任せ、郷土資料館が講師を派遣するという形で運営している。2つ目は、西宮市内博物館等連携講座で、市内の博物館及び研究機関と連携して行う講座である。毎月1回程度、各機関から講師を派遣し、講座を設けている。一般向けの講座で、本年は事業開始から5年目に当たる。大手前大学を会場とし、毎回60人から80人程度の聴講者がある。

配布資料2の2-(4)名塩和紙学習館管理運営事業だが、当該館では毎年約20校程度、小学校の団体見学による実習を行っている。また、名塩和紙学習館の近隣校である、名塩小学校、東山台小学校、生瀬小学校の3校については、小学6年生が自ら卒業証書の用紙をすくという事業を実施している。

以上が、郷土資料館のソフト面での主要事業の概要である。

加えて、本年度予算で大きなウェイトを占めているのが、配布資料2の4の郷土資料館改修事業である。本館、分館とも築年数が30年前後で、改修にコストがかかるようになってきている。全庁的に公共施設の床面積を広げないことが大命題となっており、博物館として独立することが難しい状況の中、郷土資料館の充実をいかにして図るか今後の課題である。

委員長

他に質問等ないか。続いて、報告事項のウ、市指定天然記念物「クスノキ」の現状変更の過程について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、市指定天然記念物「クスノキ」の現状変更の過程について報告

した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

配布資料3付図-1の杭本数の最小化について、杭を88本から28本に減らすという計画だが、安全面は大丈夫なのか。

事務局

安全かどうかの判断はできないが、本件はプロポーザルの案件であり、最初に庁舎管理課が提示した案が88本だったということである。

委員

宮水は地下をどのように流れているのか。

事務局

夙川と武庫川の伏流水が合流して、市の中心部を流れているようである。市南部地域では、2メートルから3メートル程度掘削すると砂層があり、地下水が湧く。昨年度、宮水条例が施行されたことに伴い、土木工事等を行う場合は、宮水を保全しなければならなくなった。発掘調査においても、湧水が非常に多い場合があり、高畑町遺跡では発掘調査を一時中断した。

地下水は井戸で汲み上げられ、醸造用水として利用されている。神戸の酒造家も、水を購入して使用しているようだ。宮水はリン分が非常に多く、酵母の発酵を促進するといわれている。

委員

クスノキや宮水がどのような状態になるかは、結果がでないと分からない。クスノキや宮水に影響がでたらどうするか、その場合の対応についても契約に含まれているのか。

事務局

クスノキが枯れる等の影響がでた場合の対応については、契約に含まれていない。ただし、事後観察については契約の項目に含まれている。事後観察を行い、状態に変化がありそうな場合は、早急に対応することになる。

委員

樹木医は工事期間中、常に立会うのか。

事務局

常時立会うわけではない。

委員

天然記念物等に影響があった場合は、どう対応するのか。例えば、宮水であれば酒造業者に対する補償を行うといった手段があるが、クスノキの場合はそうはいかない。

事務局

影響を及ぼさないよう、最善の注意を払っていく。

委員

観察は必要だが、影響が及んだ場合の対処についても考えておくべきである。

委員長

建設中とその後の状況を注意して観察するしかないか。樹木医は1人が一貫して担当するのか。

事務局

本工事については、天然記念物、保護樹木ともに同一の樹木医が担当する。市内の天然記念物については、2名の樹木医で分担していただいているのが現状である。

委員長

第二庁舎の工事については、配布資料の内容で契約を締結したということである。今後は、随時状況について報告があるだろう。この件に関して、他に質問等ないか。続いて、報告事項のエ、市指定文化財建造物「公智神社神輿殿」の保存修理等の予定について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、市指定文化財建造物「公智神社神輿殿」の保存修理等の予定について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

現状、市指定天然記念物である公智神社社叢林の木の枝が、建造物に覆い被さっているはずだが。

事務局

公智神社神輿殿は丘を平地に造成して建てられたため、建物の裏手が数メートルの崖になっており、その上に市指定天然記念物の公智神社社叢林がある。人工的に設けられた崖のため、次第に崩れつつあり、崖全体としては神輿殿に向かってオーバーハングしている状態である。

神輿殿は茅葺であるが、社叢林の陰により屋根が乾燥しにくい状況に陥っている。これは、以前から委員より指摘があるように、屋根及び建物全体の保存のためには好ましくない環境である。また、このままの状態が経過すれば、崖上部の崩壊とともに、木が倒れ込んでくる危険がある。

事務局としては、委員全員で現地視察の上、建造物及び天然記念物の保護について、最善の方法を審議していただきたいと考えている。

委員長

神輿殿の背後にある崖及び社叢林が迫り出してきており、危険性が高まっているとい

うことである。

委員

木の剪定はできないのか。

委員

境内のクロマツが問題になっているのかと思っていたが。

事務局

神輿殿の側に、クロマツとスギが生えている。これらは、後に植えられた木であるが、そうした木も含め、現地で方針を決めていきたい。

例えば、樹林指定の越木岩神社の社叢林については、隣接する市道の中心線を超えて伸びている枝を、交通障害及び臨地への嫌悪施設化の防止のため剪定している。越木岩神社の社叢林は県指定の天然記念物であるため、維持管理の範囲内で処理することについて兵庫県教育委員会から了承を得た。また、一木指定のクスノキについては、電線や国道2号線に覆い被さっている枝を剪定し、落下を予防している。これも、日常の維持管理の範囲内である。

公智神社社叢林についても、公智神社神輿殿の保護との兼合いを考慮しながら、維持管理の方針を審議していただき、一つの事例としていきたい。

委員長

背後の崖の迫り出しについても対処すべきか。これは、樹木だけの問題ではないと思われるが。

事務局

崖がオーバーハングしているのは、木の根が腐葉土を掴んでいる場所である。地上の樹木を除けば荷重がなくなり、崩落の危険はなくなると考えられるが、是非については現地で指導していただきたい。もちろん、植栽土のうを積み上げるなどして保護すべきであると判断されれば、そのように対処していくつもりである。そのため、保護の方法等についてもご指導いただきたい。

委員

判断の材料となるような条例等があれば、準備しておいていただきたい。

事務局

法的根拠は文化財保護法であり、問題は方法であると考えます。

委員

現在は、社叢林と建造物、両方にとって望ましくない環境である。この状態を放置すれば、両文化財の価値を失うことになるだろう。

事務局

判断が難しいところであるが、以前浅見委員に現地を視察していただいた時、公智神社の社叢林は非常に良い状態の森だという評価を得た。越木岩神社の社叢林や西宮神社



社叢と比較しても勝るとも劣らない状態だということである。この点も含めて、判断していただきたい。

委員

公智神社神輿殿の位置を移動することはできないか。

委員

神輿殿は古くからの位置を維持しているのではないか。

事務局

配布資料に掲載した江戸時代の社中の絵図をご覧いただきたい。中央に「本社」があり、その左右に「観音堂」と「釈迦堂」が建っている。当時は、本殿を挟んで両側に仏堂がある、神仏習合の構成であった。この内、釈迦堂とほぼ同じ位置に神輿殿が建っている。神輿殿は、江戸時代既に堂宇が存在した場所にあるといえる。また、神輿殿の屋根の構造について、元は宝形造であったという指摘がある。委員からは、神輿殿の建物そのものも、17世紀初めまでに建築されたと評価していただいている。したがって、公智神社神輿殿は、築造当初から現位置にあったと考えられる。

事務局

補足であるが、配布資料の郷土資料館ニュース第46号に、神輿殿についての記事を掲載している。コンクリート造の現本殿に建替える際に出土した、備蓄銭にも言及した考察である。参考にいただきたい。なお、神輿殿の床下は亀腹状になっており、全解体となると、発掘調査が必要になると考えている。

委員

神社の名称は、「こうちじんじゃ」と読むのか、それとも「くちじんじゃ」か。

事務局

両方の読み方が現地に残っている。最近では「こうちじんじゃ」と読まれることが多いようだ。「くちじんじゃ」という読みには、「久々能智神（くくちのかみ）」の伝承が付帯している。

委員

宝形造から入母屋造に改造することはあるのか。

委員

あるだろう。

委員

棟木を付けて、小屋組そのものを造り変えてしまうということか。

委員

屋根の中に昔の小屋組が残っていると記憶している。

事務局

配布資料に写真を掲載しているが、真束がそのまま残っている状態である。そこから

棟を出して入母屋にしているという構造である。

委員

宝形造の建物を描いた絵図はないか。

事務局

ない。

委員

過去に葺き替えをした時に発見されたということか。

委員

郷土資料館ニュース第46号の第3図は、第2図より新しいものか。両図で建物の配置が異なるように見えるが。

事務局

第3図は昭和期に制作されたものである。昭和期になると所々の神社で、神社の由来と境内の絵または写真を掲載したチラシの制作が流行する。本図の鳥瞰図もそのような刷り物に載っていたものである。

委員長

公智神社神輿殿と公智神社社叢林の保護については、現地を視察して審議したい。報告事項は以上である。その他事務連絡等はあるか。

事務局

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成30年4月に改正された。配布資料に、文化財保護法の改正の概要を掲載している。地方の文化財保護行政に大きく影響する内容になっており、今後は、審議会の協力を得ながら対応していくことになるため、お知らせする。

改正の要点の一つは、地域における文化財の総合的な保存・活用は、都道府県が策定する大綱に基づき、市町村が総合的な計画を立て、総合的な活用をしていく、ということである。既に西宮市は、第21期の文化財審議会において、文化財の総合的な保存・活用に関する総合的な計画を策定している。そして、この計画が文化財保護法の改正において参考にされたと聞いている。しかし、新たに県の大綱に基づいて計画を立てる際には、「計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）」とあるように、協議会の組織が求められる。この協議会の組織が非常に大変な仕事になると思われる。こういった形の協議会を設立すべきか、こういった方々を委員に招くべきか等は、今後の検討課題である。この点については、審議会の意見をうかがっていきたい。また、「市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる」という項目があるが、西宮市の場合は、阪神

文化財建造物研究会というNPO法人が該当するだろう。

次に、「地方における文化財保護行政に係る制度の見直し」という項目がある。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、「地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする」ということが、文化財保護法の中に明示された。これによって、文化財保護行政事務が市長部局に移るところが現れると思われる。現在、西宮市において、所管の移動は考えられていないが、首長の判断によって移される可能性がある。この点についても、慎重に考えていきたい。なお、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、地方文化財保護審議会が必置となる。

以上の文化財保護法の改正に関することについては、随時審議会に諮り、意見をいただきたいと考えている。改正された文化財保護法の施行までは、1年の準備期間がある。事務局においても対応策を考えていきたい。事務連絡等については、以上である。

委員長

以上の事務連絡について、質問などないか。

委員

西宮市では、総合的な計画が策定されているということだが、いつ策定されたのか。

事務局

平成26年3月31日に策定した。委員からは、計画策定にあたり、西宮市の文化財保護の考え方について宣言すべきだという意見をいただいた。それに従い記載したのが、「西宮市は、上に述べた文化財の特質を踏まえて、未指定を含むすべての文化財を、地域の歴史資料として総合的にとらえ、地域の未来を構築するために市民と共に調査、保存、活用を行います」という部分である。この考え方は、今回改正された文化財保護法にも通じるところである。

委員

文化財保護法の改正の内容は危険性をはらんでいるため、慎重に対応すべきである。

委員

「文化財保護の事務を地方公共団体の長が担当する」ことで、どのような事態が起こりうるか、想定しておかなければならない。審議会が歯止めであるとの意見があるが、審議委員の決定に地方公共団体の長の意志が働くようになれば、歯止めになり得ない。

事務局

報告事項にもあげたクスノキの事例で考えると、現状変更申請とその許可が、現在は西宮市教育長と西宮市長の間で手続きされているが、市長単独でできることになる。他にも、市の施設を建てる際に遺跡が発見された場合等を想定しながら、慎重にあたるべきだと考える。

また、審議会が歯止めになるとの考えについて、そのためには審議会を頻繁に開催す

る必要がある。教育委員会会議は、毎月の定例会と年5・6回の臨時会議を開いている。そのようなペースで審議会を開催できるのか。現実的な対応を考えていかなければならない。

委員

文化財保護法改正に対する動きについては、審議会で報告するのか。

事務局

兵庫県が開催する研修、国からの通知等を含め、逐次報告する。

委員

基本的には、地方公共団体の長の権限が強くなり、教育委員会の歯止めとしての機能がなくなるということである。

事務局

審議会は諮問機関として位置づけられているため、市長に対しての歯止めになるかは疑問がある。

委員

しかし、国は審議会が歯止めになりうるという考えである。

委員長

審議会、教育委員会という審議の段階を経て、最終的に市長へと伝わるシステムがある。そのシステム自体が簡略化される危険がある。

事務局

西宮市の場合、西宮市指定文化財に指定するには、審議会の意見をいただき、建議もしくは諮問という形で教育委員会会議に諮り、決定するという手続きを踏んでいる。西宮市は、教育長の決裁ではなく、教育委員会会議において委員全員の賛成を得なければ、指定及び指定解除はできない。

しかし他市では、教育長の専決事項になっていることもあり、その意味で危うい部分があるかと思う。

委員長

これからは、注意深く対応していかなければならない。

他にないか。これで審議회를終了する。